

令和 4 年 3 月 9 日

財政課入札管理係

山田町営建設工事に係る入札制度の見直しについて（お知らせ）

このことについて、東日本大震災に係る復旧工事が完了したことに伴い、入札事務の適正化を図るため町営建設工事の入札制度の見直しを行うこととし、町営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札における入札参加資格の設定基準（平成 23 年 4 月 1 日付け企財第 7 号）及び山田町営建設工事発注基準（平成 24 年 4 月 4 日付け企財第 5 号）を令和 4 年 3 月 2 日付けで一部改正し、令和 4 年 4 月 1 日から適用することとしましたのでお知らせします。

なお、改正箇所については、別紙にて赤字のアンダーラインで表示している部分となります。

町営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札に
おける入札参加資格の設定基準

平成23年4月1日企財第7号

改正

平成28年9月1日企財第160号

令和3年11月1日財第215号

令和4年3月2日財第303号

(趣旨)

第1 この基準は、町営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格等に関する規程（平成23年山田町告示第26号。以下「規程」という。）第12条第1項の定めに基づき、条件付一般競争入札の実施に必要な入札参加資格の設定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 町営建設工事 規程第2条第1号に定める町営建設工事をいう。

(2) 参入見込数 規程第6条に定める資格者のうち、入札参加資格を満たし応札可能と見込まれる資格者数をいう。

(入札参加資格の設定)

第3 町長は、条件付一般競争入札により契約を締結しようとする場合においては、業種、地域要件等必要な入札参加資格を設定し、入札公告で示すものとする。

(業種の設定基準)

第4 業種の設定は、規程第6条の定めによる業種別の区分に基づき行うものとする。

(地域要件の設定基準)

第5 地域要件の設定は、競争性の確保の観点から、原則として、参入見込数がおおむね10者以上となるように行うものとする。

(その他必要な要件の設定)

第6 第4及び第5に定めるもののほか、当該町営建設工事の施工に必要な建設業許可及び資格等に係る要件の設定は、別紙「その他必要な資格等の設定基準」によるものとする。

(例外的取扱い)

第7 町長は、入札談合に関する情報、落札率の状況その他特別の事情により必要と認めるときは、規程第13条の山田町営建設工事請負資格審査委員会に審議させたいうで、この基準によらない入札参加資格要件を定めることができるものとする。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

別紙

その他必要な資格等の設定基準

1 一般建設業許可と特定建設業許可の区分

一般建設業許可業者に発注した場合、建設業法（昭和24年法律第100号）第16条に抵触する下請（下請契約の締結の制限を超えた金額の契約）が行われる可能性が高いと推察される下限の金額（目安）を設計額1億5,000万円とし、当該設計額以上の町営建設工事は、特定建設業許可を有していることを条件とする。ただし、特殊設備等明らかに下請が4,000万円（建築一式工事は6,000万円）以上となる可能性が高い町営建設工事の場合は、設計額1億5,000万円未満であっても特定建設業許可を有していることを条件とすること。

2 工事種別と建設業許可業種

(1) 町営建設工事の工事種別とそれに対応する建設工事の種類（建設業許可業種）は、次のとおりとする。

建設業許可業種		町営建設工事種別	土	建	電	管	舗	鋼	と	機	塗	電	し	造	さ	消	防	水	解
			木	築	気	装	物	び	械	装	通	ゆ	園	井	設	水	設	体	
1	土	木	○																
2	建築一式		○																
3	電気設備			○															
4	管設				○														
5	舗装					○													
6	鋼橋上部							○											
7	プレストレスト・コンクリート	○																	
8	法面処理								○										
9	機械設備※							○		○									○
10	塗装										○								
11	グラウト								○										
12	通信設備											○							
13	しゅんせつ												○						
14	造園													○					
15	ボーリング※								○							○			
16	消防設備																○		
17	標識設置								○										
18	鋼工作物								○										
19	防																	○	
20	水道施設																		○
21	解体																		○

※ 機械設備は、鋼構造物、機械器具設置又は水道施設のうち対象町営建設工事に適当なもの

※ ボーリングは、とび・土工又はさく井のうち対象町営建設工事に適当なもの

法面処理工事	モルタル吹付工、種子・客土吹付工、厚層基材吹付工、吹付法砕工、ロックボルト工、グラウンドアンカー工等の工事を指すこと。
機械設備工事	機械設備に関する工事で電気設備、管設備（暖冷房衛生設備等）及び通信設備に含まれないもの（下水道処理設備、ポンプ、水門機械、水閘門、エレベーター等の設備）を指すこと。
塗装工事	建物塗装、橋梁塗装、区画線、道路標示その他一般塗装を指すこと。
通信設備工事	電話交換機械設備、無線通信設備、河川・ダム管理設備、信号機及び電光式道路情報板設置工事を含むこと。
鋼工作物工事	鋼構造物に関する工事で鋼橋上部工事及び機械設備工事以外のもの（鉄骨工事、鉄塔工事、鋼製スノーシェッド設置工事等）を指すこと。
防水工事	建物防水工事、アスファルト防水、シート防水、塗膜防水等を指すこと。

(2) 工事種別と建設工事の種類（建設業許可業種）が1対1とならない工事（前号表中「※」表示のもの）

町営建設工事の種別	対応する建設工事の種類
機 械 設 備	鋼構造物のうち水閘門
	機械器具設置は全般
	水道施設のうち下水処理場、浄水場等の機械設備に類する工事
ボ ー リ ン グ	とび・土工のうちボーリング工事に類する工事。さく井は全般。

(3) 工事種別と建設工事の種類（建設業許可業種）が1対1となるが、工事内容に限定のある工事

町営建設工事の種別	限定する工事内容
標 識 設 置	標識の製作、設置工事に限定
鋼 工 作 物	鋼構造物のうち鋼橋上部及び機械設備に該当しない工事

山田町営建設工事発注基準

平成24年4月4日企財第5号

改正

平成25年6月13日

平成25年8月27日

平成29年6月29日

令和3年6月21日

令和4年3月2日

(趣旨)

第1 この基準は、町営建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事で町費で支弁するものをいう。）の請負契約を締結する場合における条件付一般競争入札及び指名競争入札に係る発注基準（以下「発注基準」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(発注基準)

第2 発注基準は、別表のとおりとし、予定価格が1億5,000万円未満の町営建設工事で、次の各号のいずれかに該当するものを除く工事に適用するものとする。

(1) 特殊機械又は特殊な工法、技術等を要する工事で施工可能な者が限定される工事

(2) 工事の内容、技術的特性等を総合的に勘案し、発注基準に基づく発注が適さないと町長が認める工事

附 則

この基準は、平成24年4月4日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2関係）

工事種別	予定価格(消費税及び地方消費税を含む。)	入札参加資格要件		
		地域要件	総合点	許可
土木工事	2,500万円以上 1億5,000万円未満	町内業者	800点以上	一般建設業 特定建設業
		準町内業者		
	600万円以上 2,500万円未満	町内業者	700点以上	一般建設業 特定建設業
		準町内業者		
	600万円未満	町内業者	800点未満	一般建設業 特定建設業
		準町内業者		
建築一式工事	2,500万円以上 1億5,000万円未満	町内業者	700点以上	一般建設業 特定建設業
		準町内業者		
	2,500万円未満	町内業者	—	一般建設業 特定建設業
		準町内業者		
電気設備工事	1億5,000万円未満	町内業者	—	一般建設業 特定建設業
		準町内業者		
		宮古市業者		
		岩泉町業者		
		田野畑村業者		
		大槌町業者		
釜石市業者				
舗装工事	1億5,000万円未満	町内業者	—	一般建設業 特定建設業
		準町内業者		
		宮古市業者		
		宮古市内にア スファルトプ ラントを有す る業者		
水道施設工事 (水道管工事のみ)	1,000万円以上 1億5,000万円未満	町内業者	700点以上	一般建設業 特定建設業
		準町内業者		
		宮古市業者		
		岩泉町業者		
		田野畑村業者		
		大槌町業者		
	釜石市業者			
	1,000万円未満	町内業者	宮古市業者、岩泉町業者、 田野畑村業者、大槌町業者 及び釜石市業者について のみ700点未満	一般建設業 特定建設業
		準町内業者		
		宮古市業者		
岩泉町業者 田野畑村業者				

		大槌町業者		
		釜石市業者		
上記以外の工事 <u>及びこの入札参加資格要件による発注が適さないと思われる上記の工事</u>	全ての工事	発注する工事ごとに、審査委員会で決定する。		

備考

- (1) この表において「町内業者」とは、山田町内に主たる営業所を有する者をいう。
- (2) この表において「準町内業者」とは、山田町内に法の許可を受けた支店又は営業所を有し、その支店又は営業所の代表者に契約締結権限が委任されている者をいう。
- (3) この表において「岩泉町業者」とは、岩泉町内に主たる営業所を有する者をいう。
- (4) この表において「大槌町業者」とは、大槌町内に主たる営業所を有する者をいう。
- (5) この表において「釜石市業者」とは、釜石市内に主たる営業所を有する者をいう。
- (6) この表において「田野畑村業者」とは、田野畑村内に主たる営業所を有する者をいう。
- (7) この表において「宮古市業者」とは、宮古市内に主たる営業所を有する者をいう。
- (8) この表において「審査委員会」とは、町営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格等に関する規程（平成23年山田町告示第26号。以下「資格等規程」という。）第13条に規定する山田町営建設工事請負資格審査委員会をいう。
- (9) この表において「総合点」とは、法第27条の23の規定に基づく経営事項審査結果の総合評定値（客観点）に、山田町が独自の基準を定め、その基準により算出した点数（主観点）を加えた点数で、資格等規程第7条に定める名簿に登載されたものをいう。